

令和3年第4回臨時会

上士幌町議会議録

令和3年 8月5日 開会

令和3年 8月5日 閉会

上士幌町議会

令和3年第4回上士幌町議会臨時会会議録目次

令和3年8月5日

出欠席議員	1
職務のため出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定について	3
行政報告	4
報告第4号の上程、説明、質疑	14
報告第5号の上程、説明、質疑	19
議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
閉会の宣告	26
署名議員	27

8 月 5 日

令和 3 年 第 4 回 上 士 幌 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 8 月 5 日									
招 集 の 場 所	上 士 幌 町 議 会 議 場									
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令 和 3 年 8 月 5 日 午 前 1 0 時 0 0 分					議 長	杉 山 幸 昭		
	閉 会	令 和 3 年 8 月 5 日 午 前 1 1 時 2 2 分					議 長	杉 山 幸 昭		
応 (不 応) 招 議 員 並 び に 出 席 及 び 欠 席 議 員 出 席 1 1 名 欠 席 0 名 欠 員 一 名 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 △ 公 務 欠 席 遅 遅 刻 早 早 退	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	
	1	渡 部 信 一	○	7	中 村 哲 郎	○				
	2	山 本 和 子	○	8	江 波 戸 明	○				
	3	伊 東 久 子	○	9	斉 藤 明 宏	○				
	4	野 村 恵 子	○	1 0	馬 場 敏 美	○				
	5	早 坂 清 光	○	1 1	杉 山 幸 昭	○				
	6	小 椋 茂 明	○							
会 議 録 署 名 議 員	8 番 江 波 戸 明 議 員				9 番 斉 藤 明 宏 議 員					
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長	杉 本 章			議 会 事 務 局 主 査	遠 藤 裕 司				
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長	竹 中 貢			教 育 委 員 会 教 育 長	小 堀 雄 二				
	副 町 長	杉 原 祐 二			教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	木 下 由 季 子				
	総 務 課 長	船 戸 竜 一			教 育 委 員 会 幼 児 教 育 課 長	有 賀 孝 行				
	企 画 財 政 課 長	佐 藤 泰 将			代 表 監 査 委 員	根 本 広 実				
	企 画 財 政 課 I C T 推 進 室 長	梶 達								
	保 健 福 祉 課 長	新 井 英 次 郎								
	農 林 課 長	林 峰 之								
	商 工 観 光 課 長	名 波 透								
建 設 課 長	渡 部 洋									

令和3年第4回上土幌町議会臨時会

議事日程

令和3年8月5日（木曜日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 報告第 4号 株式会社生涯活躍のまちかみしほろの経営状況の報告について
- 日程第 5 報告第 5号 株式会社k a r c hの経営状況の報告について
- 日程第 6 議案第46号 工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第47号 令和3年度上土幌町一般会計補正予算（第3号）

◎開会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） ただいまより、令和3年第4回上土幌町議会臨時会を開会いたします。

本日の議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、関係説明員の出席を求めています。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（杉山幸昭議長） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議会運営委員会の報告

○議長（杉山幸昭議長） 議会運営委員会より、本日の議事運営について発言を求めます。
議会運営委員長、山本和子議員。

○議会運営委員長（山本和子議員） 議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、7月30日午前9時より委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、本日の議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上で議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山幸昭議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、8番、江波戸明議員、9番、斉藤明宏議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（杉山幸昭議長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありません

か。

(「異議なし」の声)

- 議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決定いたしました。
-

◎行政報告

- 議長(杉山幸昭議長) 日程第3、行政報告を議題といたします。

説明員より報告の説明を求めます。

新井保健福祉課長。

- 新井英次郎保健福祉課長 新型コロナワクチンの接種状況等について、ご報告させていただきます。

まず、別紙1をご覧ください。8月2日現在の接種及び予約状況でございます。緑色で記載された1回目の接種済者は、65歳以上の方は1,578人で、遅れて予約された方を除き希望者に対する接種が完了しております。

なお、本表は国が運用するワクチン接種記録システム、通称VRSの数値を記載しております。このため、本町に住民登録している方の数値となり、医療従事者、入院等で町外で接種された方も含まれております。

また、このため、接種は行いましたがほかの市町村でVRSへの接種済みの登録が遅れている方も想定されているところでございます。現時点においては、接種済数への反映が完全にはされていませんことをご理解願いたいと思います。

また、次に、12歳から64歳の接種済者は1,281人で、予約者当たりで71.8%となります。

また、対象者の合計では2,859人で、予約者当たり84.2%の接種率、また、接種対象人口当たりで62.8%となっております。

次に、青字で記載の2回目の接種でございますが、65歳以上の方は1,559人で、遅れて予約された方を除き希望者の接種が完了してありまして、対象人口当たりでおよそ9割の方が接種済みとなっております。

また、12歳から64歳の接種者は648人で、予約者当たり36.3%となり、接種対象合計では2,207名で予約者当たりで65%の接種率、対象人口当たりでは48.4%となっております。

次に、赤字で記載の予約状況でございます。12歳から64歳の予約済者数は1,785名で、対象人口当たり63.6%となっております。ただ、特に若い世代で低調となっていること

からワクチンの効果、また安全性など正しい情報を周知していき、接種率の向上に努めてまいります。

また、9月末までに現在の町内2か所でのこれまでの集団接種体制を完了する予定ではございますが、その後も希望される方のワクチン接種につきましては、国の定める令和4年2月末までしっかりと対応することといたします。

以上、行政報告といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

6番、小椋茂明議員。

○6番（小椋茂明議員） 64歳以下への予約状況が、この間の常任委員会の説明のときよりも若干上がっているとはいいいながらも、まだ63%にとどまっているということと考えますと、委員会でも指摘しましたがけれども、その辺の周知が必要ではないかということで見ましたけれども、チラシ等が出たのは私も確認したんですけども、チラシ等を見ないような世代、若い方に対して、どうやって周知していくかということがいろいろ考えもあるかと思うんですけども、想定されることとしまして大型の農業法人、または従業員を多く抱えているような会社等、また団体等への会社を通してのお願いというような形も考えられるかと思うんですけども、その辺の対応の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 先ほど申しましたように、若い世代の正しい情報の周知というのは、今後重要になってくるものと考えております。

また、若者は家族の意見等を重視しているという話もありますので、保護者や家族等への周知、こちらのほうもしっかりして、若者だけではなく全町民への正しい情報の周知が、結果的には若者の予約の向上につながっていくのかと考えております。

また、議員のおっしゃられたとおり、例えば団体とかそういうところへの周知につきましても、今後は検討していきたいと思っております。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、質疑ありますか。

8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸明議員） あわせまして、先般の議運でも課題になったというふうに思いますがけれども、本町におけるコロナに対応する対策の在り方という部分で、今、コロナの接種状況については一定程度の報告いただきましたけれども、今後、例えば今、東京に開催していますうちのウィークのオフィス、シェアオフィスですか、そういう

部分の開設状況とか、それから体験モニターなりの状況について資料で商工観光課から頂いていますけれども、当面の部分については、緊急対策等を含めての部分で、ある程度延期という部分がありますけれども。どうしても町民感情的には、すごく状況については理解しながらも、やはり、そこから来てる部分を何で町が事業をこの時期に継続するのかという部分も含めて、どんなリスクがあったり、その効果がどんなのかという部分もあると思いますので、この点について確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 梶ICT推進室長。

○梶 達企画財政課ICT推進室長 本町が入居しております首都圏のウィーク、また上士幌町にも町が運営するかみしほろシェアオフィスを運営しておりますが、その状況についてでございますが、当然、不要不急の移動の意味では、これまで以前と比べると利用は頻度は少なくというところと、また、かみしほろシェアオフィスも利用されている企業様も当然首都圏から来る企業さんに関しては、自主的な部分、また、上士幌町の取組において一緒に取組をしている企業さん、利用されている企業さんもありますので、ここの取組でどうしてもこちらに上士幌町に来ながら仕事をされる方に関しましては、皆様自主的にPCR検査を受けられたりとか、そのような対応をしていただいておりますし、かみしほろシェアオフィスにおいても検温、消毒の実施、また、予約状況を勘案して密にならない状況を取りながら運営を進めていると、そのような状況でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 一定程度、今、取り組んでいるというふうに認識はさせてもらいました。なぜこの時期に、そこまで取り組まざるを得ないのかと、例えば今シェアオフィスの関係も、当然、中にはPCR検査なり、十分な密の問題とか含めて対応しているかと思っておりますけれども、本当に町民目線から立った場合、これ本当に理解されているのかなと心配を持っているんですから、少なくとも町民感覚については、かなり規制されたような意識の中で日常生活を送っているんですけれども、その点、町がそういうことについて、なぜ中止したり、そういうことまで対応できないのかなと、そこら辺についても一回確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 梶ICT推進室長。

○梶 達企画財政課ICT推進室長 かみしほろシェアオフィスに関しましては、特に年間契約されている企業さんに関しましては、年間契約に応じた利用料を頂きながら利用していただいているという状況でございます。

また、上士幌町との取組に限らず、こちら上士幌町のシェアオフィスを拠点としなが

ら北海道内でその企業の活動をされている企業様もいらっしゃいますので、企業の活動を止めるということは、なかなか難しい部分もございますので、町としてはしっかりした対応を取りながら利用を継続していただいているという状況でございます。

ただ状況によって、例えばロックダウンというような都市封鎖、そういった命令が出れば、当然首都圏からの移動、諸県と本町をまたぐ移動というのはできなくなりますので、そういったものは発令状況に応じて対応していきたいと考えております。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、質疑ありますか。

名波商工観光課長。

○名波 透商工観光課長 体験モニターの部分でございますけれども、資料にもお配りさせていただいたとおり、現状においては、緊急事態宣言及びまん延防止重点措置が講じられた対象地域の方については、受入れはしていないという状況でございます。

それ以外の方については、PCR検査を行っていただきまして、陰性が確認できれば受入れというふうにしてございます。2度のワクチン接種が終わった方についても同様の対応として、PCR検査を行っていただいているというところでございます。

地域の方の部分については、そういった受入れの条件等を近隣の住民の方にご説明したり、各体験モニター住宅のある行政区長の方にもお知らせをしているというところでございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 5番、早坂清光議員。

○5番（早坂清光議員） コロナの感染対策ということで、様々な制約があるわけですが、そうした中で非常に室内ということでは、いろんな制約があるということで、屋外キャンプなんか、非常にキャンプ場なんか、にぎわっているというようなことの話聞くわけですが、7月の4連休のときも、航空公園のキャンプ場なんか非常に利用されている方が多いなというふうに見ました。そうした中で、キャンプ場の利用に当たってのコロナ対策ということでの何か対応をされているのかということと、また、町営浴場のほうも、利用者がこの時期、非常に増える時期だというふうに思うんですけども、それらの対策についてもどうされているのか、2点伺います。

○議長（杉山幸昭議長） 渡部建設課長。

○渡部 洋建設課長 キャンプ場につきましては、やはり議員おっしゃられるとおり、近年のキャンプブームですとか、コロナ禍における屋外のレジャー、そういったところで利用者が増加しているところでございます。そんな中で昨今の感染状況を見ると、増加についてもいろいろ心配される場所であるというふうな認識はしておるところでござ

います。

そのような状況ではありますが、本町のキャンプ場を利用するに当たりましては、予約制ではなくて、直接現地で受付をしているという状況もございまして、例えば人数制限であったりだとか、そういった部分の対応というのは現状の管理体制では非常に厳しいというふうに考えております。

また、今までのキャンプ場の利用状況等を確認してみますと、例年行われておりましたバルーンの時期、こういったときが一番入り込みが多くなっているということで、過去、最も利用者が多かった日については、約170組550人程度の入り込み状態でテント自体がすごく密集するというような状況がございました。ですが、今回、昨年度と今年度については、イベントも中止になっているということもあって、一部で年単位だとか月単位で入り込みが増加しているというところではありますが、特定の日に、ぎゅっと集中するのではなくて、期間全体に分散して、ある程度利用がされているというような状況になっております。

具体的には、イベントが開催されていなかった昨年の夏休みの期間中で、一番多かった日におきましても、先ほどの数字と比べると約100組300人程度という状況でございます。あと土日、それから休日前の平均を取りますと、60組170名程度ということになっておまして、いわゆる密集するという状態ではなくて、密を避けられるための十分な距離を取ったテントの設営ですとか、そういったことができる状態だというふうに考えております。

こういったことから基本的な感染対策、感染防止対策だとか、できる限り密を避けて、先ほど言ったテントの距離を取った設営など、そういったことをホームページ、それから現地の看板、それから受付時に注意喚起をして、その辺を継続しながら特に制限をかけずに利用していただくというふうに考えているところでございます。

○議長（杉山幸昭議長） 新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 浴場の対応でございます。例年8月が最も利用が多くなる時期でありまして、特にお盆の時期が多くなる傾向にございます。こちらのほうの対策としましては、これまでどおり利用者の方々への手指の消毒等、基本的な対策、また、これまでも行っています黙浴の徹底というのをしっかりお願いしていきたいと考えております。

また、8月から利用者が多くなることを前提に、密閉空間であるサウナの同時利用の人数の制限もさせていただいております。今後もコロナの状況や北海道の方針等を勘案しつつ、状況に応じた対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 1番、渡部信一議員。

○1番（渡部信一議員） 移住促進・二地域居住事業について、私のほうからも資料要求したもので、今、併せて、このことについてもコロナ対策ですから質疑がありますので、この際お聞きしておきたいというふうに思います。

移住促進・二地域居住事業については、ご存じのように先ほどから、それぞれの議員が心配されていますように、今まさに爆発的に増えているような状況の中で、もっと早い時期から、こういう対策をきちんとしたものを出すようなという形の中で提言したつもりなんですけれども、そういったことで、依然として、現在参加されている方は、この資料に基づいた数字かと思うわけなんですけれども、こういった質問に対してPCR検査を実施するんだという、そういうような理事者というか副町長のほうからの答弁というか、そういったものを、もっとコロナも一旦、下降線に今たどった時点でそういうような答弁だったんです。ここに至って私はPCR検査というのは、かかっているか、かかっていないかという判定であって、それを受けたからといって防止になるわけではなく、次の日はまた陽性になるかもしれないという、そういう可能性もあるということだというふうに思っているわけです。

そういったことで、特に感染防止の切り札としてのワクチン、そういったものを移住・定住あるいは、それに限らず、先ほど言われた町の施策として、町に入ってきて活動する、先般の新聞にもありましたが、ハレタですか、町長のほうへ表敬訪問したそういう若い人達の活動もあるわけなんですけれども。そういう人たちも含めて、一定程度、特に我が町は町長の政策として、移住・定住をはじめ、外からの流入人口だとか、あるいは、そういったものに力を入れているわけですが、ほかの地域とまた格段に違うと思うんです。それなりに、感染防止とかそういったものに、また一段と1つの決まりというか、そういったものを打ち立てていただきたいなと思うわけです。

そういったことで、私は来るに当たって、今、首都圏緊急事態宣言のそういったところからは受け入れていないみたいなんですけれども、最低でも、このワクチンの接種をお願いした人たちをきちんとやっぱりこの際、確立していくべきじゃないかと。ワクチンを接種したからといって確実に100%ということはないですけれども、今の時点では、先ほどの数字にもありましたように、これだけ期待されて、あるいは一定程度済まされた人たちのこの日本的な感染の推移を見ても、やっぱり今、若い人のそういったものを中心にしながら拡大しているということを考えれば、当然今からでも、やっぱりそういったものを確立するべきじゃないかというふうに思うわけなんですけれども。

そういったことについて、行政報告ですから、今やるべきだというのは、そういったあれではないですけれども、そういったことを検討すべきだということを提言しているわけですけれども、そういったことについて再度、特に町側の理事者側のこういった大きな一つの施策でありますし、そういったものに対しての姿勢かなと思うわけですよ。各部局というか担当は、それに基づいて、いろいろこういったことをやれると思うんですけれども。そこら辺の大きな見解について、この際、ここまで拡大してきてということ、あと収束の見込みだとか、あるいは、そういった大変な状況になってきているということを見て、いま一度、そこら辺の考えをお聞かせいただきたいなというふうに思うところです。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今回のコロナについては、これまでも経験のないそういった感染症だということで状況が刻々と変わっていたり、新たな変異株が出てきたりなんていう、専門家でもなかなか予測不可能な状況にあるということで、今、相当感染拡大しているということでもあります。

そういった中で、地元として何を判断基準の一つにするかといったときには、国なり、北海道なりそういった専門的なところで医師含めた人方の見解を基にした、そういうことを大きな判断材料の一つとして、これまで進めてきているということです。それ以上の、町としては、なかなか知見を持ち切れていないということですから、そういった流れの中でさせていただくということでもあります。

もう一つ、今ありましたワクチンの問題でありますけれども、これもかなり有効であるということですから、できるだけ早くに一定の集団免疫ができるような、そういった体制はつくられるように国等に要請をする、これは全自治体含めて動いているということです。

人の出入りの問題でありますけれども、不特定多数の人の出入りと、それから特定される人の出入りだとか、あるいは行政が所管するような仕事での人の関係だとか、様々な状況があるわけでございます。一般的には、人の動向については、国なり、あるいは北海道を含めて、そういうメッセージで自粛ということでもありますから、不要不急の外出については避けようというメッセージに基づいて、国民がそのような流れの中で判断していただいているということでもあります。

今のシェアオフィス、それから移住・定住の取組についても、そういう状況を判断をしながら一定の基準を設けて受入れ態勢、事業の実施について行っているということでございます。特に移住・定住、これはコンシェルジュとも勉強しながらやっていますけ

れども、特定の人との受入れということになるので、かなり綿密に2週間前だとか、その段階から行動の規制だとか、それから今回こちらのほうに、ハレタに来るところでも、相当ほとんど人との接触を避けるような、そういったところをしていただいた上で、問題がないという判断、これは、こちらが問題がないというよりも、そういった意味での公的などところでの判断に基づいて極めて感染のリスクが低いと、ゼロとは言いませぬけれども、そういった状況の上で受け入れていると。まずは、非常事態宣言地からは受け入れないだとか、いろんなハードルを越えた上で最終的に来ていただいているということでもあります。でも、また今こういった状況が変わってきていますから、最終的にはまた、受入れを止めるということもあり得るといふふうに思っております。

それとシェアオフィスの関係についても同様の関係で、あそこにも不特定多数で沢山来ているという状況ではないということと、それから、そもそも今、会社のほうとしては、大方のところでは、不要不急の外出勤務については避けるという流れになります。札幌からも普通であれば来られるところを来ていないということで、オンラインでの打合せだとかそういったことをやって、オンラインでできるものについてはオンラインでやると。どうしても現地に来なければならないというのは、それは仕事上出てくるということについては、PCR検査なり、日常の体調検査だとか、そのようなことを徹底した上で来ていただいているということでございます。

これからも、感染がさらに状況によっては大きくなる可能性もあるだろうといふふうに思いますけれども、それらについては、それなりに速やかに対応していきたいということです。

キャンプ場なんかになると今度は不特定多数の関係で、閉じるか開けるかというようなことでもあります。それからドライブ、今、夏休み期間中でありましてけれども、そういったことでの人の動向については、なかなか来るなど、町なかに入ってくるなど、こういう町独自のロックダウンみたいな形は難しい話だろうと、そんなふうに思っております。

いずれにしても、今回の前の4連休のときの人の流れから、今かなり人の流れについては減少してきているとそういう認識をしております。町なかに入ってくる人方でありましてけれども、キャンプ場についてもそうではありますが、4連休については、例年のイベントのあるときと比べれば少ないと言いつつも、去年からアウトドアブームを含めて、人のキャンプのテントの張っているのが多いといふふうに感じておりました。この先週等々におきましては、あれから見るとかなり車の数が減っているといふふうに認識をしております。今日も朝、現地等を見てきましたけれども、一般の乗用のキャンプの

入り込みはほとんど少ないということで、個人のバイクのところがありますけれども、これは一人一人がテントを張っているというケースが多いということでもありますから、そこでの感染のリスクもかなり低いだろうというふうに思っております。これも、これまでもそうでありましたけれども、状況に応じては閉じるということもしておりますので、その辺についても臨機応変に、しかも速やかに対応を図っていきたいというふうに考えております。

ワクチンについては、まだ、この全体の問題として若者の感染に対する接種の率が低いと、これは全体的な問題としてありますので、どう高めるかというのは、いろんなマスコミなんかでもいろいろと、若くても重症化する可能性がある、あるいは40代50代が重症化しているという事実も報道されておりますから、そのようなことを警鐘を流しながらワクチンにできるだけ早く取り組むよう全体的な問題としてもそういう動きが必要でありますし、町独自の問題としても、先ほどあったようにできる範囲の中での対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 1番、渡部信一議員。

○1番（渡部信一議員） 自由には、例えば入ったり出たり、そういった人たちはなかなか、そういった要請とか、その程度の範囲内かと思うんです。今の日本の大きく言えば日本のコロナ対策特別措置法の中でも。法律というのは、国民の自由を保障するというか、だからそういった対策を打っても、なかなかお願い程度にしかならないわけですけども。でも、町の責任というか、移住・定住だのあるいはそういった町の行事に絡む、そういったことについての受入れだとか、そういったものについては、やれる範囲内で臨機応変だなんていうようなのんきなことを言っていないで、その時々、これだけ蔓延してきているわけですから、スピード感あるいは危機感を持って対応していただきたいというふうに思うわけです。

特に地域住民というか、私も農村部にいて、そういう形で小麦等何とかこういった工程とかそういった部分も終わったんですけども、そういう中でも非常に気をつけて、あるいは危機感を持ってやっています。そういった意味で隣町では、そういった農村部で何人か出て小麦も何日か遅れたようなそういった状況ですし、ご存じのように、この地域は農家経済というか、そういったものを基本にしながら日々町民が励んでいます。

そういった中で、そういったものが、そのことによって、蔓延と申しますか、拡大されたら自らの努力というか、そういったものが、本当に皆無になるみたいなそういった心配の声が寄せられているわけですね。移住・定住が、できるだけここに来て動かんようにしてくれというのが、先ほどのそういったお話なんですけれども。移住・定住でここ

に来てずっと見ていると、体験住宅かその中に閉じ籠もっているんじゃないこれは何の意味もなさないわけで。見ていると、ここを拠点にしながら十勝管内、あるいはいろいろなところ出て歩いたり、あるいは見聞を広めたり、そういう行動をやっていると思うんです。そういったことをやらないと、ただ来てもらって、その体験住宅に閉じ籠もっているだけでは、何ら意味をなさない。

だから、それだけのことであれば、何ぼ先ほどの江波戸議員の話でないけれども、今もう少し落ち着いて本当に収まったとき、ゆっくり腰を据えてやったらいいんじゃないかと、今何も慌てることない。そういうふうに私は思うわけですがけれども。再度そこら辺のことについて、見解を尋ねておきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今、受け入れている人方、来ている人方、どういう状況で町に来ているかということと、これからの当初に予定されている人がいたとすれば、それはどういうふうになっているのかと、この辺は調べてみる必要があるだろうと思います。

移住・定住の関係とそれからいわゆるビジネスと、いろんなここへ来る条件といいですか、目的というのがあるので、そういった意味での移住・定住というのは、それは体験するということ、これは今その段階、一時期止めたから、何らかの特別な支障が出てくるかということであれば赴きとしては我慢してもらおうと、これ十分あり得ることだとそんなふうに考えております。ですから、今まで取り組んできて既にいる人と、これからどうなっていくのか、その辺はまだ、私のほうも把握していないところがありますから、その上で適切に判断をすると、特にまたこういった状況になってきていますから、それらについては、延長してもらおうというようなことは十分あり得る話だというふうに思っておりますので。担当なり、あるいはNPOのほうでもその辺の事情を精査した上で、延期するなり判断をするというふうにしたいと思います。

ビジネス関係でどうしてもそれはこのシェアオフィスに限らず、ほかのほうは制限をかけられないとか、手の届かないところがありますけれども、そうですね、仕事としてどうしてもやらざるを得ないというのが、約束があつてだとかいろんなことがあるだろうと思いますから、それはオンラインでできることはオンラインでやればいいし、多分入札だとかいろんなことであれば、現地に来なきゃならんなどというそういったことも出てくるというふうに思いますから、その一つ一つの目的と、そしてまた同時に、こちらに来るに当たっての様々な検査等をした上で対応を図っていくと。一番望ましいのは、今段階でいうと、ワクチンを受けて来るとというのが、みんなの安心感につながってくるものとそんなふうに思っております。

町内もそれから町外も含めて、若い人のところが落ち込んでいるということですから、その辺のところについては非常に危惧するところでもありますし、早く集団免疫ができる、そこまで上がるように、いろんな形の中で、努力はさせていただきたいなど、そんなふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、ありませんね。

以上で行政報告に対する質疑を終結いたします。

これをもって行政報告を終わります。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（杉山幸昭議長） 日程第4、報告第4号株式会社生涯活躍のまちかみしほろの経営状況の報告についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤企画財政課長。

○佐藤泰将企画財政課長 報告第4号株式会社生涯活躍のまちかみしほろの経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。

別紙、事業報告書の1ページをご覧ください。

令和2年度第4期事業の概要ですが、大きく3つの事業を柱として実施されております。1、地域包括ケアの充実事業、2、生涯活躍の機会の充実事業、3、住みやすいと感じられる魅力ある共助のまちづくり事業の3事業であります。そして、今期は第3期に引き続き、無料職業紹介事業やふるさと納税推進業務、まなびの広場運営業務を行うとともに、新たに町からの委託事業であります生活支援コーディネーター業務が実施されております。

2ページ目に移りますが、起業家支援センター「ハレタかみしほろ」を活用し、町内団体等からの業務を受注するなど独自事業にも積極的に取り組まれております。第5期となります今年度令和3年度においては、第2期総合戦略に示された基本的視点を重点として取組を進めることとされております。引き続き、町の委託事業を実施することとしており、事業計画や売上目標などが示されております。

3ページの株式の状況であります。前期と変更がなく、資本金、株主の内訳など記載のとおりでございます。今期の事業収益・資産につきましては、新たな事業に取り組んだ結果、売上高が前期より約3,680万円増加し、当期純利益が1,026万4,573円となっております。

続きまして、4ページ、取締役及び監査役の状況、従業員の状況につきましては記載

のとおりでございます。

次に、今期の実績報告につきましては、5ページから8ページに記載のとおり各種事業が実施されております。後半にありますとおり、独自事業も積極的に展開してきているところでございます。

8ページの今期会議体等報告であります。株主総会をはじめ5回の取締役会が記載のとおり開催されております。

なお、事業の打合せのため定例会議が毎月1回開催されておりますが、この場におきましては、町企画財政課担当職員も出席し、情報共有を図っております。

続きまして、第4期決算報告書につきましてご報告いたします。

決算報告書の2ページ及び3ページの貸借対照表をご覧ください。

記載のとおり、左側の資産の部合計、右側の負債・純資産の部決算額合計がそれぞれ6,013万7,342円となり、貸借が一致しております。

次に、決算報告書の4ページをご覧ください。

損益計算書ですが、売上高は町受託金の7,604万4,688円と人材センター事業、ふるさと納税事業、独自事業など売上7,340万7,433円などを合わせまして、1億4,943万5,504円となっております。売上原価は5,235万7,023円で、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は9,707万8,481円となっております。この金額から販売費、一般管理費を差し引いた経常利益は1,258万5,423円となっております。

特別利益、特別損失がゼロで、税引前当期純利益が1,258万5,423円となります。

法人税、住民税及び事業税を差し引きまして、当期純利益は1,026万4,573円となっております。

5ページの販売費及び一般管理費の計算内訳、たな卸資産の計算内訳、6ページの株主資本等変動計算書、次ページの個別注記表はそれぞれ記載のとおりでございます。

以上をもちまして、令和2年度株式会社生涯活躍のまちかみしほろの経営状況の報告とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより報告第4号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） ただいま行政のほうからこの状況についての報告があったという部分がありますけれども、この法の趣旨について再確認させてください。

地方自治法の243条の3の2項、これについて一般的にこの法人は地方団体が出資している団体とか、その部分の経営状況について、議会に作成しながら対応していかん

らないというふうになります。こんなことを含めて政令にされている経営状況を説明する書類としましては、この事業の計画及び決算に関する書類という部分になります。事業の計画に対しては、その書類とは当該法人の事業計画、予算等に相当する書類、この部分だけ言うと何となくここに書かれているというのは認識しますから、一定程度の表現はされているのかなというふうに思っております。

あわせて、決算に関する書類については今ありましたように、当該法人の貸借対照表なり、損益計算書等を含めて事業の実績報告という部分になりますけれども、この一番大事な部分は、これはなぜ議会に報告をしなければならないのか、法の趣旨になります。

この法の趣旨については、法人の経営状況の適否、またその参考となる意見、これは行政自ら作って報告しなければならないという認識で、この基本的な法の趣旨があるのではないかと考えていますけれども、今回その部分については、私から見たら、この適否なり町が投資した、運営に対応した法人の部分については、一切ないようなイメージを受けております。法人から提出された資料については、基本的にはそれを適用する、契約の中で対応するというふうに認識となっている部分も一般的になっていますから、これについては今回の資料については、適切な資料かと思えますけれども、町の考え方が、やっぱり町民、どう考えているんだという部分が我々についても含めて、法の趣旨だと認識しておりますので、この点の考え方について、ちょっと欠落しているイメージを持っていますので、この点について確認したいと思えます。

○議長（杉山幸昭議長） 佐藤企画財政課長。

○佐藤泰将企画財政課長 当該法人の経営状況の報告につきましては、地方自治法の第243条の3に基づきまして、当該法人の定期総会の資料をもって報告することができるという解釈、その認識の下でこれまで報告をしてきております。ただいま、江波戸議員からご指摘のありました町の考え方というところにつきましては、いま一度、法の解釈を再度確認をいたしまして、今後の報告の在り方を再度確認をしていきたいと思えます。もし、その町の考え方について報告しなければならないということであれば、またそういった適正な対応を今後させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 今、再度確認するという形ですけれども、きっと町民なり我々議会が望んでいるのは、この企業、資金を提供した中の部分の地方自治法221条の対応する法人じゃなくて、やはり町としてどう考えているか、これをどういうふうに適否したかとか、または、どんな意見をこの報告、企業の報告、法人の報告に基づいて出

したとかそういう部分を知ることによって、次の予算なり、次の対応、事業、それにどう町が対応していくかという部分も含めて、我々については判断できると思いますので、その点、今、答弁のあった形で対処願えればありがたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 佐藤企画財政課長。

○佐藤泰将企画財政課長 江波戸議員ご指摘のとおり、町民の税金がやはりきちんと使われているかどうかというところが、やはりこの地方自治法だというふうに思っております。そういった意味で我々としては、行政としては、町民、議会含めて説明責任は当然あると思っておりますので、改めてその点含めて、また、先ほどのご指摘あった分を再度確認をしていきたいと思っております。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、ありますか。

2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 今回、議会のほうに経営状況についての報告ですので、改めて決算のときには、2020年度の在り方については質問いたします。

町との関わりなんです、この事業は3年ごとに来ますので、2022年度で1回交付金の関係は切れるはずなんです、そうすると、この純利益の関係でいくんですが、2021年については、町のいろいろ国からの交付金を含めて純利益が上がるんですが、22年までについて純利益そのものというのは、実際には、実際といいますか、交付金も含めて町の補助金はそれはもちろん必要だと思うんですが、純利益そのものをどんなふうにするか、21年度見ているのかと、具体的に会社のほうでいろんな事業しますと増えますので、ここでそう簡単に出てこないと思うんですが、その辺の関係についてと今後の見通しについて、ここで確認したいと思います。また、決算の中では再度質問いたします。

2022年までで切れるんですが、そのときの、純利益等も含めてどんなふうにするか、この会社がその利益を増えていくんだらうかと、その後についてどんなふうにするか、経営がなっていくのかという点を危惧するところですので、その点で質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 佐藤企画財政課長。

○佐藤泰将企画財政課長 地方創生推進交付金、今、2クール目で本年が2年目です。あと1年想定はされておりますけれども、その後については、まだ不透明というところがございます。

ただいまありました純利益の話でございますけれども、基本的には、年度ごとで赤字にならないように運営していくというのが基本だというふうに考えております。ただ、先般の委員会でもご指摘がありましたけれども、ただいま本町は、人的支援を行っておりまして、町職員、地域おこしを派遣をしております。行く行くはこういった人材も社

員として抱えていくことも想定をしておりますけれども、そういった人件費を負担をしていかなければならないというところがございますので、その辺は先般活躍のまちの宮部統括部長もおっしゃっていましたが、事業の見直し、精査も必要だと。当然、収入に合った人財政ということも考えていかなければいけないというふうに考えておりますので、その辺は今後、会社ともじっくり協議、相談をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、ありますか。

10番、馬場敏美議員。

○10番（馬場敏美議員） 委員会するときにも質問した部分があって、重複する部分もあるんですけども、事業の具体的なところで質問したいと思います。

今回のこの事業報告の中に、生涯活躍の機会の充実という中で、マッチングシステムの導入ということが事業報告の中には書かれていないんですね。それで、委員会の中にはA3の大きい用紙の中には書かれて出てきていたんですけども、私はこのマッチングシステムというのは、上士幌町の現状、地域包括ケア含めて在宅の高齢者をどのように見ていくかという部分で、非常に大きな武器になるなど、そんなふうに当初思っていたんですね。それが3月に完成して、これから実際に運営という段階なんですけれども、これもまちづくり会社の中では、非常に大きな予算を昨年度使っているということで、これについて質問いたします。

この部分について、今後、上士幌町がいろいろ進めていく中で、高齢者の部分でいうと在宅福祉と施設福祉で分けて考えた場合に、在宅福祉の部分でこのマッチングアプリを必要としている人たち、例えば介護予防ですとか、生活支援が必要な人たちの部分の介護保険サービスはあるんですけども、この社会資源としてのサービスというのが、非常に脆弱だったなどそんなふうに思うんですね。これを解消していく大きな武器がこのマッチングアプリになっていくのかなと非常に期待をしているところです。

そういう意味で先般の説明で、周知になかなか手が回らなかったというような回答があったんですけども、少なくとも今言ったような団体等関係者含めて、これをしっかり周知しているのかどうなのかという部分と、その周知しながら、もう一つ具体的にこれを周知していくことによって、上士幌町の地域包括ケアの構築が非常に安心な地域になっていくというようなことを考えたときに、具体的に今考えられるようなこの辺の周知をどのように考えているのか、その辺具体的にもしあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 佐藤企画財政課長。

○佐藤泰将企画財政課長 先日、活躍のまち宮部事業統括からも説明がなされておりましたが、なかなかこのコロナの状況で、このマッチングシステムの説明会、勉強会に至っていないというところの説明でありました。

馬場議員ご指摘のとおり、昨年度はこのマッチングシステム導入に関しましては、相当な高額な経費を費やしているというふうに思っております。今、おっしゃられました具体的な今後のPRについては、ちょっとまだ会社のほうから確認はしておりませんが、先般の定例会議で今月から具体的に動き出していきたいというところの話は伺っております。コロナでなかなかその辺のPRの難しさがありますけれども、その辺は町も委託している側として、しっかり委託業務を遂行してもらおうというところでは考えておりますので、その辺は情報を密にしながら対応してまいりたいと思います。あと各団体等のPRが必要といったところでも、その辺含めても会社とも協議をして、この事業をうまく進めていけるように対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、よろしいですか。

これをもって報告第4号に対する質疑を終結いたします。

これをもって報告第4号については報告済みといたします。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（杉山幸昭議長） 日程第5、報告第5号株式会社k a r c hの経営状況の報告についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

名波商工観光課長。

○名波 透商工観光課長 報告第5号株式会社k a r c hの経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

別紙、株式会社k a r c h第3期定時株主総会資料をご覧ください。

事業報告について、2020年コロナウイルス感染拡大の影響により国内観光施設が大きな打撃を受ける中、道の駅かみしほろについても当初予定していました5月の開業を6月11日に延期し、ナイトテラスの営業開始日を6月からとし、両観光施設の運営につきましては、非常に厳しい状況でありましたが、ナイトテラスでは8月以降、前年同月の入り込み客を上回り、道の駅についても想定していた入り込み客42万人を上回る44万3,000人の来場があり、北海道じゃらん全道道の駅総合満足度部門の第1位を受賞したところでございます。

電力小売事業につきましては、町が目指すSDG sのまちづくり、エネルギー地産地

消の一翼を担いつつ、契約者数を増やす営業活動を行っております。事業収益・資産の状況でございますが、2020年度の売上高については、3億7,441万5,130円、営業利益208万1,707円、経常利益1,338万9,217円、当期純利益1,123万3,517円、純資産は4,940万249円となっております。

株式の状況ですが、資本金は840万円で上土幌町はじめ3つの企業、2つの金融機関で記載の株式を発行してございます。

次の取締役・監査役については、5月18日の株主総会時においては記載のとおりでございます。総会後に開催されました取締役会において代表取締役ほかについて変更となっております。

続きまして、事業計画についてです。

2021年度売上げにつきましては、2年目の営業となる道の駅かみしほろの運営について、コロナ禍の営業が続きますが、年間入り込みを46万8,000人と想定し、道の駅の売上高2億4,000万を目標としてございます。ナイトテラスについては、11万5,000人の想定でございまして、売上高7,000万円、電力小売事業につきましては、新規契約数を100件を目標に売上高1億7,400万円としてございます。

続きまして、決算報告の説明となります。

第3期決算報告書の貸借対照表をご覧ください。

記載のとおり、資産の部合計、次ページの負債・純資産の部合計の決算額、それぞれ1億4,370万1,940円で貸借が一致してございます。

次に、次ページ、損益計算書につきましては、先ほどの事業収益、資産状況にご説明させていただきましたが、その内容がこちらとなっております。

次のページ、販売費及び一般管理費の計算内訳、たな卸資産の計算内訳はそれぞれ記載のとおりでございます。

以上をもちまして、株式会社k a r c hの経営状況の報告とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより報告第5号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 委員会報告のときに質疑をしていなかったものですから、よくよく資料眺めてまた新たな質問が見つかりましたので質問いたします。

2021年度の計画の中で、総事業の収入自体は5億と過去3年、4年ずつ見れば5年目ですか、ナイトテラスとか増えているんですが、営業利益が過去に比べたら初年度2018年は置いておきまして、2019、2020年に比べて営業利益が962万円ですので、その辺

が減になっているのは、これは営業利益というのは純利益ではないと思うんですが、この辺はコロナ期を見て減に予定しているのか、コロナ期だとしても収入そのものは約1.5倍見込んでいますので、利益そのものも増えるというふうに見るのが本当ではないのかなということで質問させていただきます。そのときに担当課の会社の方から質問すればよかったんですけども、その辺についてどんなふうに今年度20、21年度見ているのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 名波商工観光課長。

○名波 透商工観光課長 次年度の計画の利益の分でございますけれども、今、議員おっしゃいましたように、一応下がっているという状況でございます。私も細かい部分については、確認はしてございませんけれども、来年度については現状もそうですけれども、コロナ禍においてかなり状況が厳しいということと、それから、確認はしてございませんけれども、融資を受けているそういったところの返済についてもこの部分にかかってくるのかなという状況だというふうに考えてございます。その辺のどういう状況でこういう利益が生まれるのかということについては、後ほど検証させていただいて、報告が必要であればしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（杉山幸昭議長） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 委員会のときにきちんと調べていて質問すれば、その辺の今年度の事業計画については、本当は大事な問題でできたんですが、私のほうにも後手に回りましてすみませんでした。多分いろんな形で、これからが、コロナもあるんですが、あと指定管理費も減らさなきゃいけないので、純利益そのものは、多分かなり厳しくなっていくのではないかと想定させて質問させていただきました。その点について答弁があればお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 名波商工観光課長。

○名波 透商工観光課長 今、お話のあった指定管理費でございますけれども、基本的には、道の駅ナイトテラスについては、いわゆる営業に関わる分というところについては5年後に指定管理費はゼロにしていくと。ただ、いわゆるパブリックな部分の施設維持については、そのまま指定管理で当たっていくという状況は以前と変わらないというところで答弁とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、ありますか。

10番、馬場敏美議員。

○10番（馬場敏美議員） 年間入り込み数と売上高の関係についてお聞きします。

どこと比較しようかなと思って、計算してみたんですけども、当初、k a r c hの

ほうが管理に係る収支計算書ということで、初年度に出している部分と比較してみました。コロナ禍で100%そのまま比較できるかどうかというのはちょっと別なんですけれども、ただ数字的に入り込み数が当初から比べると八十数%、十何%下がっているんですけども、売上げについては50%ぐらい下がっているんですね。この辺の関係がどのように考えたらいいのかなというふうに思います。

それともう一つ、k a r c hのほうが行った満足度調査のほうを見ますと、施設自体は八十数%の満足なんですけれども、あとテナント等商品、そういう販売等に関しては、満足度が10%ぐらい下がっているんですね。ですから、この辺がもしかしたら若干関係があるのかなと思ったりはしているんですけども、もし、この辺の年間の入り込み数がこれからコロナが少し収まっていったときにどんどん上がっていても、それに比例するような形でなかなか売上高は現状見る限り伸びていかないのかな、そんな数字になっているのかなというふうに思うんですけども、この辺どんなふうに分析したのか、考えているのか、よければお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 名波商工観光課長。

○名波 透商工観光課長 入り込み数と売上高の関係性でございますけれども、客単価をどう数字で考えているかという細かい数字は確認してございませんけれども、そういうところの見直しがあるのかなというふうに思っています。ただいま馬場議員ご指摘のとおり施設の満足度はかなり高いという認識は会社も我々も認識をされていて、それからいわゆるテナント部分についての満足度については、ちょっと下がってきているというところは分析はしてございます。会社のほうとしても、そういったところの販売のテークアウトであるとか、昼食の種類であるとか、かなり営業努力をしてメニューを増やして、そういったところの満足度をこれから上げていこうということでお話を聞いているところでございます。客単価については、コロナ禍においていわゆるインバウンドであるとか、道外客が減っているというところで単価について落ち込みを予想しているのかなというところでございます。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 先般の委員会でk a r c hのほうからも説明あったんですが、ここは改めて町の考え方と先ほどありましたように、何らかのk a r c hの運営の適否含めて、それに対する意見等含めては、先ほどの企画財政課と同じような考え方でいってくれるんだというふうに認識していますが、僕はこの提案の中で、提案されている部分についてはDMOネット、この推進ですけども、これちょっと僕は火急かなと認識しながら、ということは申請すること自身は構わないんですけども、一番大事な財源

措置という部分が、このDMOの法人の財源措置ですね。これはすごく大事な論点になると思うんですけれども、一定程度この議論をする、DMOの財源の考え方、この基本的な部分だけ確認させてください。

○議長（杉山幸昭議長） 名波商工観光課長。

○名波 透商工観光課長 ただいまお話のありました、先ほど来お話のあります地方自治法第243条の3項の報告の在り方というところでございますけれども、先ほど企画財政課と同じように、この報告の今後の在り方について、再度検証していきたいというふうに考えてございます。

それから、DMOネットの部分でございますけれども、この間の委員会でも議論があったところでございますけれども、今、立ち上げについては、なかなかコロナ禍において、説明はもうほぼ終わっている状態でございますけれども、立ち上げ総会について若干遅れ気味かなというところがございます。我々としては、そういったネットワークがちゃんと確立をされていけば、いわゆる登録法人になることは可能かなというふうに考えてございます。

それから、DMOネットのその財源についてでございますけれども、地域の観光を担うDMOネットとして非常に重要なところでございます。それについても町としては人的な支援はいろいろしていかなきゃいけないかなというふうに思っておりますけれども、財源についても、今、k a r c hのほうでどういった運営をしていくのかというところを今詰めている最中でございますので、会社と密なやり取りをしながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 町民的な立場で考えると、やはり財源は町がどれだけ対応するかという、あるかないか、それも含めてだと思えますし、この申請しただけの認定に向かったの1つの大きなポイントが財源なんですよね、法人の。恒久的な財源といえますか。そこですから本当に早く、もし申請するとしたら、そこを明確にしておかないと次のステップができないんだというふうに認識しますので、課長の答弁あったように、そういう対応ちょっと遅れている部分もあると思うんですけれども、もう一回こだけ確認させてください。

○議長（杉山幸昭議長） 名波商工観光課長。

○名波 透商工観光課長 DMOネットのあるべき姿というか、理想形としましては、そこにネットワークに入っていた一緒にプレーするプレーヤーの方々たちから、いろいろ会費等を取って、その中で運営していくというのが一番の理想形だというふうに

思っていますけれども、最初からそういうことには、なかなか難しいかなというふうに考えてございますので、そういったところで立ち上げの部分については、いろんなところの支援が必要かなというふうに考えてございます。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、ありませんね。

これをもって報告第5号に対する質疑を終結いたします。

これをもって報告第5号については、報告済みといたします。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第6、議案第46号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

梶ICT推進室長。

○梶 達企画財政課ICT推進室長 ただいま上程されました議案第46号工事請負契約の締結について、その提案理由をご説明申し上げます。

本件は、企業滞在型交流施設整備工事の請負契約を締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本件については、これまで総務文教厚生常任委員会公開委員会においてご説明しておりますとおり、本施設の整備、運営を一括して企画提案型プロポーザル方式により公募し、審査会を経てグループを選定しております。グループの構成は、運営を担当する株式会社スパイスボックスを代表者とし、設計担当の株式会社MUJI HOUSE、施工担当の株式会社土屋ホーム、株式会社橋内建設の共同企業体となっております。

本工事の落札者は、選定されている土屋・橋内特定建設共同企業体で、7月30日に見積り合わせを執行した結果、9,572万1,000円で落札しました。落札業者とは、落札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた1億529万3,100円で仮契約を締結してございますが、このたび工事請負契約の本契約を締結したいので、議会の議決をお願いするものでございます。

別紙の議案第46号関係において、実施設計の図面を添付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。ご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第46号について質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) これをもって議案第46号に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第46号の採決を行います。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。
よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第7、議案第47号令和3年度上土幌町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉原副町長。

○杉原祐二副町長 ただいま上程されました議案第47号令和3年度上土幌町一般会計補正予算(第3号)の内容を申し上げます。

補正総額は、1,771万5,000円の追加補正となります。補正後の予算規模は、一般会計並びに5特別会計の総額で103億4,768万3,000円となります。

それでは、議案の補正予算の内容を申し上げます。

一般会計補正予算(第3号)でございますが、1ページをご覧ください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,771万5,000円を追加し、総額を83億7,734万6,000円とするものであります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの表、第1表のとおりでございます。

第2条では、地方債補正といたしまして、3ページ第2表にありますとおり過疎対策事業の限度額を4億4,680万円から4億4,500万円に変更補正するものでございます。

歳出のうち、増額補正の主なものといたしましては、6ページの商工費におきまして、農林商工連携促進事業400万円、同じくコロナ対策といたしまして飲食業者緊急支援金事業305万円、土木費において地籍調査事業384万6,000円、指定寄付金を財源といたしまして災害時対応車購入事業531万9,000円、7ページの土木費において橋梁定期点検事

業498万2,000円、8ページの教育費において上士幌町ふるさと学生応援事業150万円を追加補正いたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、一般会計の補正内容についてご提案申し上げました。よろしくご審議を賜り、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第47号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第47号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第47号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） 以上をもって、本臨時会の会議に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本臨時会はこれで閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

今臨時会の議事運営に特段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

以上をもって、令和3年第4回上士幌町議会臨時会を閉会いたします。

（午前11時22分）

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員